平成２８年（フ）第１９２６号
東京都府中市四谷１丁目２－６－203
債務者　市川　邦夫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９３１号
東京都品川区小山２丁目８－７－201
債務者　植田　正勝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９３３号
東京都板橋区高島平７丁目12－８－308
債務者　三津谷ゲローナソレダこと　ミツヤソレダゲローナ
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９３４号
東京都八王子市越野12－９－107
債務者　松本　光弘
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９３９号
東京都足立区西新井４丁目25－24－101
債務者　打越　広子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９４０号
東京都江戸川区南小岩６丁目22－６－103
債務者　中村　誠
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９４１号
東京都中野区中央２丁目７－17
債務者　加藤　美紀
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９４４号
東京都江東区潮見１丁目29－23　さざなみ苑
債務者　二宮　聡史
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９４５号
東京都江戸川区北葛西４丁目12－４－605
債務者　渡邉理恵子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９５６号
東京都福生市加美平２丁目８－11－102
債務者　小山みこと
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９５７号
東京都江戸川区西葛西６丁目18－19－310
債務者　磯辺　勝義
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９５８号
東京都武蔵村山市伊奈平６丁目22－１－102
債務者　入江　昭子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９６０号
東京都品川区小山６丁目15－１－305
債務者　伊波　　努
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９６２号
東京都足立区宮城１丁目５－５－207
債務者　森　　一
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９６３号
東京都足立区谷中３丁目11－９　エミネス三丁目101
債務者　小林　昌斗
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９６４号
東京都足立区本木北町16－12　第二潮月荘102
債務者　渡辺　正勝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部